

株式会社丸井グループ

証券コード:8252

第81回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

平成29年6月26日(月曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

議決権行使書返送期限

平成29年6月23日(金曜日) 午後7時まで

開催場所

株式会社丸井グループ本社3階

東京都中野区中野4丁目3番2号

昨年度と会場を変更しておりますので、
末尾のご案内図をご参照ください。



ネットで
招集

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<http://srdib.jp/8252/>



OIOI
MARUI GROUP

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、
取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主のみなさまへ



代表取締役社長
代表執行役員

青井 浩

日頃より丸井グループをご愛顧、ご支持いただき心から感謝申し上げます。

当社グループのミッションは、「お客さまのお役に立つために進化し続ける 人の成長＝企業の成長」という経営理念にもとづき、お客さまとつながり続け、お客さまの「しあわせ」を共に創ることにあります。少しでもお客さまのお役に立ちたい、お客さまに喜んでいただきたい。そしてお客さまとのつながりを大切に、常にお客さま視点で考え、行動する。それが当社グループのDNAであり、私たちがめざす「共創経営」の原点です。

私たちはすべてのステークホルダーの利益と「しあわせ」が重なり合う部分が企業価値であり、これを拡大していくことが企業価値向上につながると考えております。

丸井グループの企業価値の共創は始まったばかりです。株主のみなさまとの対話をすすめ、すべてのステークホルダーのみなさまとの「共創経営」をめざしてまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成29年6月

「ネットで招集」サービスを
導入いたしました。



「第81回定時株主総会招集ご通知」の主な内容を、パソコン・スマートフォンでご覧いただけるようになりました。

下記のURLまたはQRコードよりアクセスいただきご覧ください。



<http://srdp.jp/8252/>

目次

第81回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役7名選任の件	4
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	9
MARUI GROUP DIGEST 2016	11
添付書類	
事業報告	13
1. 企業集団の現況に関する事項	13
2. 会社の株式に関する事項	24
3. 会社役員に関する事項	26
4. 会計監査人に関する事項	29
5. 会社の体制および方針	29
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	43
ご参考	47
議決権行使方法についてのご案内	49

株 主 各 位

東京都中野区中野4丁目3番2号

株式会社丸井グループ

取締役社長 青井 浩

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成29年6月23日（金曜日）午後7時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使方法についてのご案内



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

なお、株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。



郵送による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。



インターネットによる議決権の行使の場合

当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

▶▶▶ 議決権行使のお手続きにつきましては、**49頁** から **50頁** もご参照ください。

記

1. 日 時：平成29年6月26日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所：東京都中野区中野4丁目3番2号

株式会社丸井グループ本社3階

※昨年度と会場を変更しておりますので、末尾のご案内図をご参照ください。

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項：

報告事項

1. 第81期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に関する事業報告の内容、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

お知らせ

- 次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定にもとづき、当社ホームページ（<http://www.0101maruigroup.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.0101maruigroup.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。具体的には、連結配当性向40%以上を目安とし、業績動向や財務状況等を考慮しながら、株主の皆様への還元をはかってまいります。

この基本方針にもとづき、当期の期末配当は、1株につき17円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金16円を含め、前期に比べ11円増配の1株につき33円となり、5期連続の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額 3,900,785,439円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

現任取締役6名は本総会終結の時をもって全員が任期満了となります。

つきましては、経営の透明性向上をはかり、取締役会の監督機能をより一層強化するため、社外取締役1名の増員を含めた取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

これにより社外取締役は3名体制になります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		当社における地位および担当
1	青井 浩	再任	代表取締役社長 代表執行役員
2	堀内 光一郎	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役
3	岡島 悦子	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役
4	室井 雅博	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	—
5	中村 正雄	再任	取締役常務執行役員 小売事業責任者
6	石井 友夫	再任	取締役常務執行役員 健康経営推進最高責任者、 総務・人事・健康推進担当
7	加藤 浩嗣	再任	取締役上席執行役員 IR部長兼経営企画・ESG推進担当

候補者番号

1

あお い ひろし
青 井 浩

再任

所有する当社の株式の数 1,538,300株



(昭和36年1月17日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年7月	当社入社	平成13年1月	当社常務取締役営業本部長
平成3年4月	当社取締役営業企画本部長	平成16年6月	当社代表取締役副社長
平成7年4月	当社常務取締役 営業本部副本部長 兼営業企画部長	平成17年4月	当社代表取締役社長
		平成18年10月	当社代表取締役社長 代表執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

平成17年から代表取締役社長を務めており、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。経営者として豊富な経験・知見を有しており、代表執行役員としてもグループの経営全般を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ほり うち こう いち ろう
堀 内 光 一 郎

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社の株式の数 0株

- ▶ 取締役在任年数 9年
(本定時株主総会終結時)
- ▶ 取締役会への出席状況
開催10回 出席10回



(昭和35年9月17日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月	株式会社日本長期信用銀行入行	平成元年6月	同社代表取締役専務取締役
昭和63年3月	富士急行株式会社入社、 同社経営企画部長	平成元年9月	同社代表取締役社長（現任）
昭和63年6月	同社取締役	平成20年6月	当社社外取締役（現任）
平成元年2月	同社専務取締役	平成24年6月	株式会社山梨中央銀行 社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

会社経営の経験と幅広い見識を有し、独立した客観的な立場から当社社外取締役として積極的に発言していただくなど、現在も適切に職務を遂行していただいております。引き続き経営の監督機能の強化等にご貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

おか じま えつ こ
岡 島 悦 子

所有する当社の株式の数

0株

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

- ▶ 取締役在任年数 3年
(本定時株主総会終結時)
- ▶ 取締役会への出席状況
開催10回 出席10回



(昭和41年5月16日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 元年 4 月	三菱商事株式会社入社	平成 19 年 6 月	株式会社プロノバ 代表取締役社長 (現任)
平成 13 年 1 月	マッキンゼー・アンド・ カンパニー入社	平成 26 年 6 月	アステラス製薬株式会社 社外取締役 (現任)
平成 17 年 7 月	株式会社グロービス・ マネジメント・バンク 代表取締役社長	平成 28 年 3 月	当社社外取締役 (現任) 株式会社リンクアンド モチベーション 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由

会社経営の経験と幅広い見識を有し、またダイバーシティ (多様性) に関する造詣も深く、独立した客観的な立場から当社社外取締役として現在も適切に職務を遂行していただいており、引き続き経営の監督機能の強化等にご貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

むろ い まさ ひろ
室 井 雅 博

所有する当社の株式の数

0株

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者



(昭和30年7月13日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4 月	野村コンピュータシステム 株式会社 (現株式会社野村 総合研究所) 入社	平成 25 年 4 月	同社代表取締役 副社長
平成 12 年 6 月	同社取締役	平成 27 年 4 月	同社取締役 副会長
平成 14 年 4 月	同社取締役 常務執行役員	平成 28 年 6 月	菱電商事株式会社 社外取締役 (現任)
平成 19 年 4 月	同社取締役 専務執行役員	平成 29 年 4 月	株式会社野村総合研究所 取締役 (平成29年6月退任予定)
平成 21 年 4 月	同社代表取締役 専務執行役員		

社外取締役候補者とした理由

会社経営者としてコーポレートガバナンス改革を主導してきた経験の他に、先端技術・デジタル分野に関する造詣も深く、当社が今後推進するオープンイノベーションによる成長戦略を展開するにあたり、経営の監督機能の強化等にご貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

なか むら まさ お
中 村 正 雄

所有する当社の株式の数 20,800株

再任



(昭和35年6月11日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月	当社入社	平成27年4月	当社取締役常務執行役員 小売・店舗事業責任者
平成15年5月	当社営業本部店舗企画部長	平成28年4月	株式会社エムクリエイツ 代表取締役社長（現任）
平成19年4月	当社執行役員 グループ事業開発部長	平成28年5月	当社取締役常務執行役員 小売事業責任者（現任）
平成20年6月	当社取締役執行役員 経営企画部長兼事業開発部長		
平成23年4月	当社常務取締役常務執行役員、 株式会社丸井代表取締役社長		

取締役候補者としての理由

経営企画や事業開発、店舗企画等の業務経験を有し、平成20年からは取締役として経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、常務執行役員として小売事業を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

いし い とも お
石 井 友 夫

所有する当社の株式の数 17,500株

再任



(昭和35年7月16日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月	当社入社	平成27年4月	当社取締役常務執行役員 健康経営推進最高責任者、 人事部長、総務・健康推進担当
平成17年10月	当社グループコンプライアンス部長	平成28年4月	当社取締役常務執行役員 健康経営推進最高責任者、 総務・人事・健康推進担当（現任）
平成19年4月	当社執行役員 グループコンプライアンス部長	平成29年4月	株式会社ムービング 代表取締役社長（現任）
平成21年6月	当社取締役執行役員総務部長		
平成25年4月	当社取締役執行役員人事部長		

取締役候補者としての理由

人事、総務、コンプライアンス部門等の業務経験を有し、平成21年からは取締役として経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、常務執行役員として人事、総務、健康推進を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

かとう ひろ つぐ
加藤 浩 嗣

所有する当社の株式の数 4,500株

再任



(昭和38年7月30日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和62年3月	当社入社	平成28年10月	当社取締役上席執行役員 経営企画部長兼IR部長、 ESG推進担当
平成25年4月	当社経営企画部長		
平成27年4月	当社執行役員経営企画部長	平成29年4月	当社取締役上席執行役員 IR部長兼経営企画・ESG 推進担当（現任）
平成27年10月	当社執行役員 経営企画部長兼IR部長		
平成28年6月	当社取締役上席執行役員 経営企画部長兼IR部長		

取締役候補者とした理由

経営企画、財務、IR等の業務経験を有し、平成28年からは取締役として経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、上席執行役員として経営企画・ESG推進を管掌し、適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 堀内光一郎、岡島悦子の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 岡島悦子氏の戸籍上の氏名は巳野悦子であります。
3. 室井雅博氏は、社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏の選任が承認されることを条件として、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
4. 室井雅博氏は、当社を取引先とする株式会社野村総合研究所の取締役を務めておりますが、平成29年6月23日をもって退任し、同日付で同社顧問に就任予定であります。なお、直近事業年度における同社への当社の支払額は8百万円、同社連結売上高に占める割合は0.002%であり、当社の「社外役員独立性基準」を満たしております。当社の「社外役員独立性基準」につきましては、後記の「社外役員独立性基準」をご参照ください。
5. 当社は、堀内光一郎、岡島悦子の両氏との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、室井雅博氏の選任が承認された場合、同氏との間で上記と同じ責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年6月29日開催の当社第80回定時株主総会において野崎 晃氏を補欠の監査役として選任いただいた決議の効力は、本総会開始の時までとなります。

つきましては、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

の 野	ざき 崎	あきら 晃	補欠社外監査役候補者
所有する当社の株式の数		0株	独立役員候補者



(昭和32年11月20日生)

略歴および重要な兼職の状況

昭和63年4月 弁護士登録

平成27年6月 株式会社J-オイルミルズ
社外取締役
(平成29年6月退任予定)
イチカワ株式会社
社外取締役(現任)

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として長年培ってきた法的な専門知識と経験を当社の監査に活かしていただけると判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 野崎 晃氏は、補欠の社外監査役候補者であります。当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
3. 野崎 晃氏は、株式会社J-オイルミルズの社外取締役を務めておりますが、平成29年6月22日をもって退任し、同日付で同社社外監査役に就任予定であります。
4. 野崎 晃氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を監査役就任時に締結する予定であります。

社外役員独立性基準

株式会社丸井グループ（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、当社における社外役員（社外取締役および社外監査役をいい、その候補者を含む）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目をすべて満たす場合、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

1. 現に当社及び当社の関係会社（以下、あわせて「当社グループ」という）の業務執行者（注1）ではなく、かつ就任前10年以内に業務執行者であったことがないこと。
2. 当社グループを主要な取引先としている者（注2）、またはその業務執行者でないこと。
3. 当社グループの主要な取引先（注3）、またはその業務執行者でないこと。
4. 当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者でないこと。
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者でないこと。
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社グループから多額の金銭その他の財産（注4）による寄付を受けている者でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
8. 当社の会計監査人でないこと。なお、会計監査人が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
9. 過去5年間に於いて、上記2～8までに該当していた者でないこと。
10. 近親者（注5）が上記の2から8までのいずれか（6号及び8号を除き、重要な業務執行者（注6）に限る）に該当する者でないこと。
11. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者でないこと。

注1：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、会社以外の法人・団体の理事、その他これらに類する役職の者および会社を含む法人・団体の使用人等をいう。

注2：「当社グループを主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

1. 当社グループに対して商品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう、以下同様とする）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの連結売上高または総収入金額の2%を超える者。
2. 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの負債総額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

注3：「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

1. 当社グループが商品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1,000万円以上でかつ当社グループの連結売上高の2%を超える者。
2. 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの負債総額が1,000万円以上でかつ当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
3. 当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金総額が当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

注4：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。

注5：「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注6：「重要な業務執行者」とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

注7：「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

以上

MARUI GROUP DIGEST 2016

4月 ■九州初出店「博多マルイ」オープン

- エポスカード初の北海道施設提携カード「Reraエポスカード」
(千歳市) を発行



九州初出店「博多マルイ」

5月 ■東京レインボープライド2016に参加

- 指名・報酬委員会設置



「東京レインボープライド2016」期間中の渋谷モディ

6月 ■アメリカ「Institutional Investor」が発表した日本のベストIR

企業ランキングの小売セクターで上位に選出

- ・ Best IR企業部門 セルサイド 第2位
- ・ Best CEO部門 総合 第2位

7月 ■「マルイのシューズ」が「仙台パルコ2」にオープン

- 子育てサポート企業として「プラチナくるみん」を取得

8月 ■「コミックマーケット90」に出展

- 製作委員会に初めて参加した映画「青空エール」公開

9月 ■フィンテックベンチャー「お金のデザイン社」と業務・資本提携

- イクメン企業アワード2016 グランプリ受賞



映画「青空エール」(2016年8月公開)
主演：土屋太鳳 監督：三木孝浩
©2016 映画「青空エール」製作委員会
©河原和音／集英社

10月 ■「柏マルイ」「柏モディ」グランドオープン

■「マルイのシューズ」が「ららぽーと湘南平塚」にオープン

■クレジットカード事業が第16回「ポーター賞」受賞

■「アスピア明石エポスカード」を発行



第16回「ポーター賞」受賞

11月 ■「静岡マルイ」「静岡モディ」グランドオープン

■「IDC OTSUKA エポスカード」を発行

12月 ■「エコプロ2016」に出展

■「共働き子育てしやすい企業グランプリ2016」特別奨励賞受賞

1月 ■「モラージュ柏エポスカード」を発行

2月 ■ネット通販サイト「Wowma! for au」にブランドファッション専門売場「Wowma! Brand Square」をオープン

■新しい体験ストア、ラクチンきれいシューズ「Fit Studio」が錦糸町店にオープン

■「健康経営優良法人～ホワイト500～」に選定



錦糸町店 ラクチンきれいシューズ「Fit Studio」

3月 ■映画「銀魂」製作委員会に参加

■ラクチンきれいシューズ「Fit Studio」がイオンモール木曽川にオープン

■エポスカードがApple Payへの対応を開始

■「フィールエポスカード」(北海道旭川市)、
「星が丘カードエポス」(愛知県名古屋市)を発行

■JBFA(日本ブラインドサッカー協会)とパートナーシップ契約締結



JBFAとパートナーシップ契約締結

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、事業構造転換によるグループの革新を実現し前中期経営計画を平成28年3月期に1年前倒しで達成したことから、平成33年3月期を最終年度とする5ヵ年の新中期経営計画を策定しております。新中期経営計画では、EPS（1株当たり当期純利益）130円以上、ROE（自己資本当期純利益率）10%以上、ROIC（投下資本利益率）4%以上の達成を目標としております。

こうしたなか、当期の経営成績につきましてはROICは前期を下回ったものの、EPSは80.2円（前期比14%増、前期差9.5円増）、ROEは6.7%（前期差0.7%増）となり、利益成長と資本政策により前期を上回りました。

グループ総取扱高は1兆9,337億円（前期比14%増）、フィンテック事業におけるショッピングクレジット取扱高が牽引し、前期を2,303億円上回りました。営業利益は313億円（前期比6%増）8期連続の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は187億円（前期比5%増）6期連続の増益となりました。

なお、当期よりセグメントの区分を変更し、従来「小売・店舗事業」「カード事業」「小売関連サービス事業」に区分しておりましたが、中核である2つの事業に再編成し、店舗・オムニチャネル・プラットフォームを中心とした「小売事業」と、カード・サービス・ITを中心とした「フィンテック事業」としております。前期比較につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しております。

■平成29年3月期連結業績

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	前 期 比	前 期 差
EPS (円)	58.9	70.7	80.2	114%	+9.5
ROE (%)	5.2	6.0	6.7	—	+0.7
ROIC (%)	3.3	3.3	3.1	—	△0.2

	兆 億円	兆 億円	兆 億円	%	億円
グループ総取扱高	1 4,691	1 7,034	1 9,337	114	+2,303
売上収益	2,498	2,459	2,370	96	△88
売上総利益	1,594	1,600	1,660	104	+59
(売上総利益率 (%))	(63.8)	(65.1)	(70.0)	(—)	(+4.9)
販売費及び一般管理費	1,314	1,304	1,347	103	+43
営業利益	280	296	313	106	+16
経常利益	280	292	311	107	+20
親会社株主に帰属する当期純利益	160	178	187	105	+10

▶ 小売事業

小売事業におきましては、「モノ」から「コト」へ消費者ニーズが変化していくなかで、平成31年3月期までに従来の仕入契約による百貨店型のビジネスモデルから定期借家契約にもとづくショッピングセンター（ＳＣ）型のビジネスモデルへ転換をすすめ、収益の向上をめざしております。

昨年4月に九州初出店となった博多マルイや秋に全館リニューアルした柏店や静岡店においては、お客様のご要望の高い飲食を中心としたライフスタイルカテゴリーを充実させ、男女年代問わず多くのお客様にご利用いただいております。

ＳＣ・定借化への構造転換による改装に取り組んだ結果、3年経過した平成29年3月末のＳＣ・定借化の進捗状況は定借化率※が62%（前期比42%増）となり、当期の計画である60%を達成いたしました。

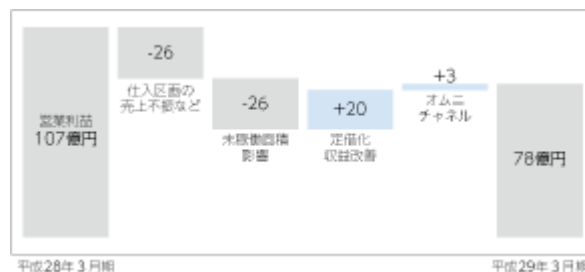
平成29年3月期は、定借化による収益改善が20億円増、ＥＣの収益改善が3億円増加しましたが、改装による売場閉鎖など未稼働区画の一時的な増加の影響でマイナス26億円、定借化されていない仕入区画の売上不振などによりマイナス26億円となり、小売事業の営業利益は78億円（前期比27%減）となりました。

■ ＳＣ・定借化の進捗状況と今後の見通し



※定借化率＝定借化面積／定借化対象区画面積（20万㎡）

■ 平成29年3月期小売事業の営業利益増減要因



フィンテック事業

フィンテック事業におきましては、新規カード会員は、提携カードの発行開始が下半期に集中したことなどから、グループ外入会は前期を下回りましたが、グループ内入会は博多マルイの開店により前期に対し2万人増加したことから、74万人（前期比2%増）となりました。

取扱高は1兆7,233億円（前期比17%増）、ショッピング取扱高がゴールドカードの牽引により、前期から19%増と好調に推移いたしました。なかでも、分割利用加盟店を拡大したことなどによりリボ・分割払いのご利用が増加、リボ・分割払い残高は2,555億円（前期比25%増）、前期から510億円の増加となりました。

以上の結果、フィンテック事業の営業利益は271億円（前期比17%増）5期連続の増益となりました。

■平成29年3月期フィンテック事業の状況

	平成28年 3月期	平成29年 3月期	前期比	前期差
	万人	万人	%	万人
新規会員数	73	74	102	+1
（うちグループ外入会）	(17)	(16)	(94)	△1
カード会員数	612	635	104	+22
プラチナ/ゴールド	132	156	118	+24

	兆 億円	兆 億円	%	億円
ショッピング取扱高	1 1,656	1 3,906	119	+2,250
（外部加盟店取扱高）	(1 0,540)	(1 2,747)	(121)	(+2,207)
キャッシング取扱高	1,426	1,363	96	△64
リボ・分割払い残高	2,045	2,555	125	+510
営業貸付金残高	1,341	1,406	105	+65

セグメント情報

（百万円）

区 分	小売事業	フィンテック 事業	計	調整額	連結
売上収益					
外部顧客への売上収益	142,113	94,909	237,022	—	237,022
セグメント間の内部 売上収益または振替高	5,975	2,192	8,168	△8,168	—
計	148,089	97,101	245,190	△8,168	237,022
（前期比 %）	(87.4)	(114.0)	(96.3)	(—)	(96.4)
セグメント利益	7,759	27,111	34,870	△3,616	31,253
（前期比 %）	(72.8)	(117.4)	(103.3)	(—)	(105.5)
営業利益率 %	5.2	27.9	—	—	13.2

グループ総取扱高の内訳

区 分	総取扱高	構成比	前期比
	百万円	%	%
商品売上高	71,818	3.7	80.4
消化仕入売上高	133,285	6.9	73.2
定期借家テナント売上高等	97,149	5.0	234.1
関連事業	24,074	1.3	83.1
小売事業	326,327	16.9	95.5
ショッピングクレジット	1,390,627	71.9	119.3
カードキャッシング	136,253	7.1	95.5
サービス	187,872	9.7	119.8
IT他	8,500	0.4	102.3
フィンテック事業	1,723,254	89.1	116.9
消去	△115,896	△6.0	—
合計	1,933,685	100.0	113.5

(注) 関連事業は、店舗内装、広告宣伝、ファッション物流受託、建物等の保守管理等による収入、IT他は情報システムサービス、不動産賃貸等による収入であります。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、既存店の売場改装や情報端末の更新など総額156億96百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については、財務の安定性確保を最優先に、調達期間の長期化や返済・償還時期の分散化、調達手法の多様化などに取組んでおります。

当期においては、フィンテック事業の営業債権の増加や借入金の返済に対応し、金融機関からの借入により1,000億円、社債の発行により250億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当期をスタートとする平成33年3月期までの5カ年の中期経営計画に取り組んでおります。

小売事業では、引き続きSC・定借化をすすめ、平成31年3月期までに可能な区画すべてを定借化することにより、収益の改善をはかってまいります。このことにより、店舗のカテゴリー構成も従来のアパレル中心から飲食やサービス、雑貨を中心とした構成に大きく変化させ、「モノ消費からコト消費へ」という長期的なトレンドに対応できる店づくりを着実にすすめております。このような新しい店づくりのモデル店舗として昨年4月に開店した博多マルイは、計画を上回る客数で入店客数は有楽町マルイと同規模となりました。

オムニチャネルにつきましては、当社の強みである店舗・カード・Webを重ね合わせた独自のビジネスモデルとして取り組んでまいります。具体的には、婦人靴の体験ストアとして、試着用のサンプルのみを売場に陳列し、お客様に自由にお試しいただくという「体験」の部分に特化したショップを展開してまいります。お客様自身が店頭のタブレット端末でご注文いただき、商品を自宅に無料で配送いたします。お客様にWeb会員登録をしていただき、またWebで決済するためにカード入会していただくことで、店舗での販売による利益とWeb登録による生涯収益、カード入会による生涯収益の三つの利益が得られるビジネスモデルとなっております。当期からスタートしたアニメ事業のビジネスモデルも体験ストアと同様の店舗・カード・Webの三位一体型になっており、今後は、モノ・コトを問わず、自社で手掛ける事業につきましては、店舗・カード・Webの三位一体による企業価値連動型のビ

ジネスに特化していく予定です。また、eコマースにおいては、今年の2月よりKDDIさまと協業し、ネット通販サイト「Wowma! for au」のブランドファッション売場を運営することで収益の拡大をはかるとともに、3800万人のauのお客様との接点を持つことによる当社の顧客拡大をめざしてまいります。

SC・定借化とオムニチャネルを推進することで、定借化不可店舗の不振等のマイナスを挽回し、平成33年3月期の営業利益は当初計画の180億円以上の達成をめざしてまいります。

フィンテック事業は、エポスカードの発行を開始した平成19年3月期以降、取扱高が年率17%で伸び、高成長を実現しております。当期は、新規カード会員が博多マルイの開店により前期を上回りましたが、新規の商業施設の開業の遅れや提携先企業の経営環境の変化等により提携カードが苦戦し、当初計画に届きませんでした。今後は、eコマースやサービス、コンテンツ関連など、成長性の高い分野での企業提携をすすめ、また、グループのノウハウと人材が活かせる商業施設との提携を全国に拡大することにより、挽回をはかってまいります。

当期のフィンテック事業の営業利益は当初計画を上回りましたが、今後のキャッシングや貸倒費用などの動向を保守的にみて、平成33年3月期の営業利益は計画どおり400億円以上を見込んでおります。

■長期の環境変化と新たな成長に向けた取組み

当社は、今後10年間の経営を考える上で、7つの長期トレンドを重視しております。「EC化」「モノ消費からコト消費へ」「シェアリングエコノミーの台頭」「少子高齢化」「インバウンド需要の拡大」「キャッシュレス化」「貯蓄から投資へ」の7つです。

これらの長期トレンドが、今後当社にどのような機会と脅威をもたらすかについての検証、およびその対応について、以下のように考えております。

小売事業につきましては、検証の前提として、モノを中心に実店舗で販売する百貨店型の小売業態を今後継続した場合、機会は少なく脅威の多い10年間になると予想しております。唯一の機会とみられるのは「インバウンド需要の拡大」であり、一方、多くは脅威となりますが、最大の脅威は「EC化」であると想定しております。現状の日本のEC化率は5%程度ですが、10年後には欧米や中国を上回る20%程度まで拡大することは、十分あり得ると考えております。とりわけ売上に占めるアパレルや雑貨などのファッション構成が高い業態は、EC化によって代替される割合が食品中心の業態と比べて大きくなることが想定されますので、その影響は甚大と考えられます。また、「モノ消費からコト消費へ」のシフトによってアパレル売上の減少は長期的に継続していくものと考えられます。

次に、「シェアリングエコノミーの台頭」です。現在の利用者は2%程度と言われておりますが、10年後には10%程度まで拡大している可能性があります。シェアリングとは、言い換えるとモノを買わなくなる、ということですので、小売からみると脅威となります。また、「少子高齢化」により、消費の担い手である現役世代の人口は年々減少してまいります。

これらの脅威に対する当社の対応は、現在中期経営計画ですすめておりますSC・定借化とオムニチャンネル化です。モノの販売を中心とした百貨店型の業態からSC型へ転換することによって、EC化の影響を受けにくい飲食のカテゴリーを拡大するほか、ECが代替できないサービスや体験を提供する

テナントを拡充してまいります。さらに、今後はECとリアル店舗を同時に展開するオムニチャンネルのテナントも戦略的に導入をすすめてまいります。

オムニチャンネル化につきましては、自社においても取組みをすすめてまいります。シューズの体験ストアを他のアイテムにも拡大するほか、アニメの三位一体型のイベントなども展開をすすめてまいります。加えて、シェアリングエコノミーの台頭には、新規事業としてモノ、スペースの両面で事業化に向けた取組みをすすめてまいります。また、人口減少に対しては、年齢、身体的特徴、性別を超えてすべての人に楽しんでもいただける商品、サービス、商業施設を提供する「顧客のダイバーシティ&インクルージョン」の取組みをすすめることで引き続き客層・客数の拡大をはかってまいります。

次に、フィンテック事業につきましては、小売とは対照的に機会に恵まれており、小売にとって脅威だったものが機会に転じてまいります。最大の機会は「キャッシュレス化」です。EC化やモノ消費からコト消費へのシフト、シェアリングエコノミーなどがキャッシュレス化を促進する要因になると想定されます。キャッシュレス化が進むことで、クレジットカード市場は過去10年間で年率7%成長してきましたが、この成長は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境整備とあわせて、今後も継続することが予想されます。

また、「貯蓄から投資へ」につきましては、従来のクレジットカード事業では機会になり得ませんでしたが、フィンテックへの事業の再定義によって機会になってまいります。一方、脅威につきましては、キャッシュレス化の進展にともなうキャッシング市場の縮小が懸念されます。あわせて、キャッシュレス化にともなう決済手段の多様化により、クレ

ジットカード以外の決済手段が台頭し、クレジットカードのシェアが侵食されるという可能性が想定されます。

これらに対する当社の対応は、平成18年からすすめてきましたハウスカードから汎用カードへの転換と、カードからフィンテックへの事業の再定義です。エポスカードは、汎用カードへの革新によりまして、キャッシュレス化の恩恵を蒙ることのできる事業に転換することができました。今後は、カードからフィンテックへの事業の再定義によって、新たなビジネスチャンスが広がると同時に、決済手段の多様化などにも自らフィンテックとして取組むことにより、一方的にシェアを侵食されるのではなく、新たな決済手段とクレジットカードを関連させることで脅威を機会に変えたいと考えております。

改めて当社の機会と脅威への対応を整理しますと、小売事業では、数々の脅威が同時進行しますが、これらにSC・定借化とオムニチャネル化で対応し、脅威をチャンスに変えてまいります。また、すべてのお客様に向けた取組みで、インクルーシブなビジネスを実現し、あわせて、新規事業で来るべきシェアリングエコノミーの時代に向けた新たなビジネスを開発してまいります。フィンテック事業では、キャッシュレス化によるクレジットカード市場の拡大という機会に加えて、新規会員の拡大、メインカード化という営業努力によりまして、キャッシング市場の縮小リスクを吸収して、引き続き高成長を実現いたします。また、フィンテック分野への事業領域の拡大によりまして、新たな事業を開発するとともに、若者を中心としたファイナンシャル・インクルージョンの実現をめざしてまいります。

■成長投資と株主還元

平成33年3月期を最終年度とする中期経営計画のもとで、事業で創出されるキャッシュ・フローを有効活用し、成長投資と株主還元を強化してまいります。成長投資につきましては、300億円を既存事業以外の新規事業に充てることを計画しております。

投資領域は、フィンテックとECとシェアリングの3つで、フィンテックでは、決済と資産運用、シェアリングでは、モノとスペースの2つの領域を考えております。投資の目的は純投資ではなく、投資・協業を通じて本業の拡張と革新につなげてまいります。配当につきましては、連結配当性向40%以上を目安とし、EPSの長期的な成長に応じた継続的な配当水準の向上につとめ、「高成長」と「高還元」の両立をめざしてまいります。

また、自己株式の取得につきましては、キャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案し、資本効率と株主利益の向上に向けて適切な時期に実施してまいります。なお、取得した自己株式につきましては、原則として消却する予定です。

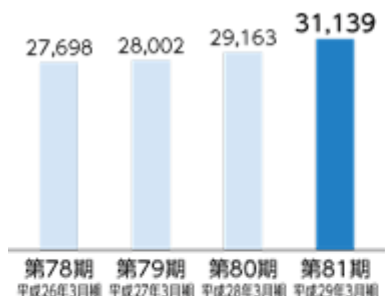
以上のように、中期経営計画を踏まえたグループ戦略を展開し、より一層の企業価値の向上につとめてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

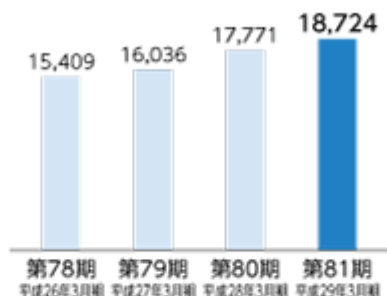
区 分		第78期 (平成26年3月期)	第79期 (平成27年3月期)	第80期 (平成28年3月期)	第81期 (平成29年3月期)
グループ総取扱高*	(百万円)	—	1,469,111	1,703,353	1,933,685
売上高	(百万円)	416,460	404,947	—	—
売上収益*	(百万円)	—	249,847	245,867	237,022
経常利益	(百万円)	27,698	28,002	29,163	31,139
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	15,409	16,036	17,771	18,724
1株当たり当期純利益	(円)	56.29	58.87	70.68	80.24
ROE	(%)	5.0	5.2	6.0	6.7
総資産	(百万円)	664,019	675,627	730,126	806,575
純資産	(百万円)	315,889	307,255	282,101	274,339

※第80期より、グループの成長力を表す新たな指標として「グループ総取扱高」を導入しております。また、会計方針の変更をおこなうとともに「売上高」の表示を「売上収益」へ変更しております。この変更にとまいない、第79期については当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

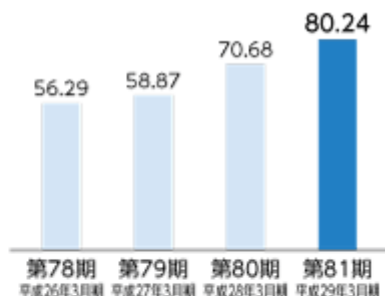
経常利益
(百万円)



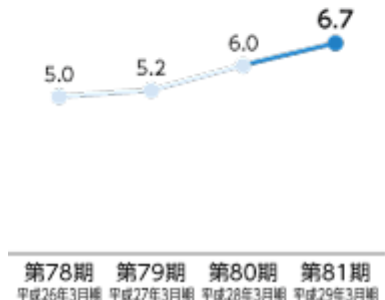
親会社株主に帰属する当期純利益
(百万円)



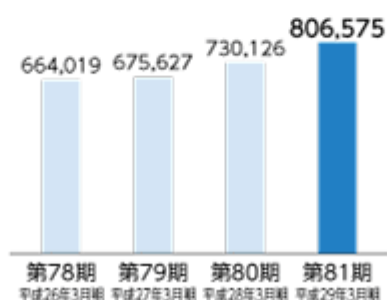
1株当たり当期純利益
(円)



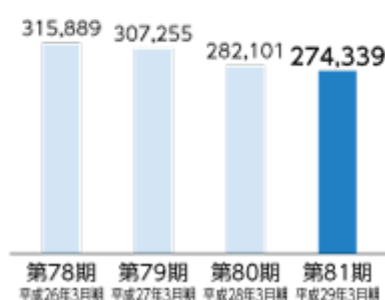
ROE
(%)



総資産
(百万円)



純資産
(百万円)



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
株式会社 丸井	100	100.0	マルイ店舗の運営、自主・PBの運営・開発、通販事業、外部専門店事業
株式会社 エポスカード	100	100.0	クレジットカード業務、クレジット・ローン業務
株式会社 エムアールアイ債権回収	500	100.0 (100.0)	債権管理回収業務、信用調査業務
株式会社 エイムクリエイツ	100	100.0	商業施設の業態提案・設計・内装施工・運営管理、モディ店舗の運営、広告企画制作
株式会社 ムービング	100	100.0	貨物自動車運送業、貨物運送取扱業
株式会社 エムアンドシーシステム	234	95.0	ソフトウェア開発、コンピュータ運営
株式会社 マルイファシリティーズ	100	100.0	ビルメンテナンス業、警備サービス業
株式会社 マルイホームサービス	100	100.0	不動産賃貸事業

(注) 出資比率欄の()内の数値は、間接所有による出資比率を内数として表示しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	帳簿価額の合計額 百万円	当社の総資産額 百万円
株式会社 丸井	東京都中野区中野 4丁目3番2号	222,529	712,649
株式会社 エポスカード		149,850	

(7) 主要な事業内容

商業施設の賃貸・運営管理と衣料品・装飾雑貨等の店舗販売・通信販売等の小売事業、およびクレジットカード業務・消費者ローン・家賃保証等のフィンテック事業をおこなっております。

(8) 主要な事業所

① 本 社

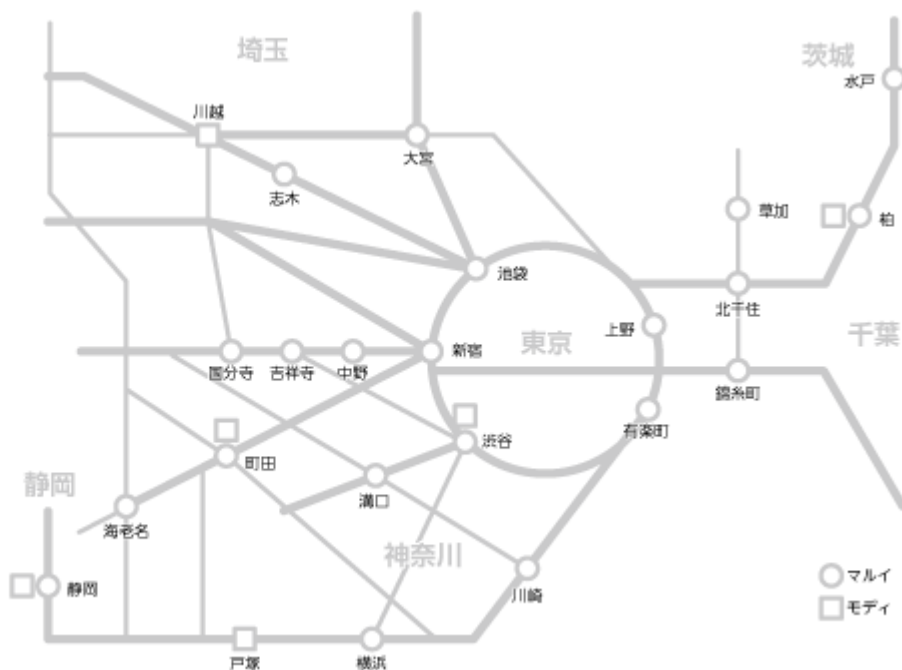
会社名	所在地
株式会社 丸井グループ	東京都中野区
株式会社 丸井	
株式会社 エポスカード	
株式会社 エムアールアイ債権回収	
株式会社 エイムクリエイツ	
株式会社 エムアンドシーシステム	
株式会社 マルイファシリティーズ	
株式会社 マルイホームサービス	
株式会社 ムービング	埼玉県戸田市

都府県別	店舗名
東京都	新宿店、池袋マルイ、渋谷マルイ・モディ、錦糸町店、上野マルイ、北千住マルイ、有楽町マルイ、中野マルイ、吉祥寺店、町田マルイ・モディ、国分寺マルイ
神奈川県	マルイシティ横浜、川崎店、マルイファミリー溝口、マルイファミリー海老名、戸塚モディ
埼玉県	大宮マルイ、草加マルイ、マルイファミリー志木、川越モディ
千葉県	柏マルイ・モディ
茨城県	水戸店
静岡県	静岡マルイ・モディ
大阪府	なんばマルイ
兵庫県	神戸マルイ
京都府	京都マルイ
福岡県	博多マルイ

■ 関西エリア



■九州エリア



(9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
	名	名
小売事業	4,241	341 (減)
フィンテック事業	1,247	137 (増)
全社 (共通)	244	37 (増)
合 計	5,732	167 (減)

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含めておりません。なお、臨時従業員の期中平均雇用者数（月間所定労働時間を基準に算出）は1,755名であります。

2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社 三菱東京UFJ銀行	85,900
シンジケートローン	85,000
株式会社 三井住友銀行	47,000
三菱UFJ信託銀行 株式会社	29,100
株式会社 みずほ銀行	22,300
株式会社 日本政策投資銀行	18,000

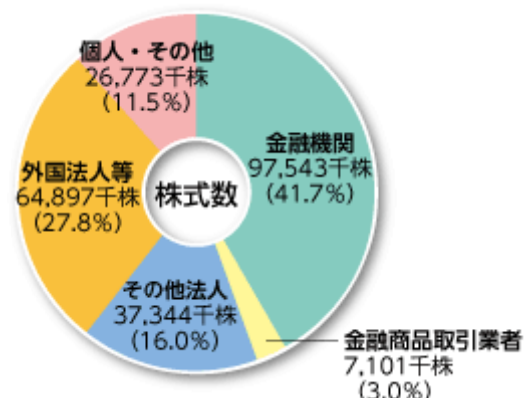
(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,400,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 233,660,417 株
(自己株式4,202,450株を含む。)

(3) 株主数 24,080 名



※「個人・その他」には自己株式4,202千株が含まれております。

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	30,135	13.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	17,144	7.5
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	6,185	2.7
青 井 不 動 産 株 式 会 社	6,019	2.6
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,808	2.5
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	5,460	2.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	4,179	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,814	1.7
東 宝 株 式 会 社	3,779	1.6
公 益 財 団 法 人 青 井 奨 学 会	3,234	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式4,202千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式4,202千株を控除して計算しております。
3. 持株比率は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する502千株を含めて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得（東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び市場買付）

- ・平成28年5月12日の当社取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類および数	普通株式 9,936,400株
取得価格の総額	14,999,950,400円
取得した日	平成28年5月13日より平成28年9月21日まで

- ・平成28年11月4日の当社取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類および数	普通株式 3,029,900株
取得価格の総額	4,999,914,000円
取得した日	平成28年11月7日より平成29年1月24日まで

②自己株式の消却

- ・平成28年11月4日の当社取締役会決議により消却した自己株式

消却した株式の種類および数	普通株式 45,000,000株
消却した日	平成28年12月9日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
青 井 浩	代表取締役社長 代表執行役員	
堀 内 光一郎	取締役	富士急行株式会社代表取締役社長 株式会社山梨中央銀行社外監査役
岡 島 悦 子	取締役	株式会社プロノバ代表取締役社長 アステラス製薬株式会社社外取締役 株式会社リンクアンドモチベーション社外取締役
中 村 正 雄	取締役 常務執行役員	小売事業責任者 株式会社エイムクリエイツ代表取締役社長
石 井 友 夫	取締役 常務執行役員	健康経営推進最高責任者、総務・人事・健康推進担当
加 藤 浩 嗣	取締役 上席執行役員	経営企画部長兼IR部長、ESG推進担当
藤 塚 英 明	常勤監査役	
角 南 哲 二	常勤監査役	
大 江 忠	監査役	弁護士 キャノン株式会社社外監査役 ジェコー株式会社社外取締役 日産化学工業株式会社社外取締役
高 木 武 彦	監査役	税理士 株式会社東天紅社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役佐藤元彦氏は、平成28年6月開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役のうち、堀内光一郎、岡島悦子の両氏は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役のうち、大江忠、高木武彦の両氏は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 取締役堀内光一郎、岡島悦子、監査役大江忠、高木武彦の各氏の上記兼職先と当社の間に特別の関係はありません。
5. 取締役岡島悦子氏の戸籍上の氏名は巳野悦子であります。
6. 監査役大江忠氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通しております。
7. 監査役高木武彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 平成29年4月1日付で、次のとおり取締役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	旧	新
石井 友夫	取締役常務執行役員 健康経営推進最高責任者、 総務・人事・健康推進担当	取締役常務執行役員 健康経営推進最高責任者、 総務・人事・健康推進担当 株式会社ムービング代表取締役社長
加藤 浩嗣	取締役上席執行役員 経営企画部長兼IR部長、ESG推進担当	取締役上席執行役員 IR部長兼経営企画・ESG推進担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給対象人員	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	7	210
(うち社外取締役)	(2)	(28)
監査役	4	49
(うち社外監査役)	(2)	(15)
合 計	11	260

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は、年額300百万円（使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除く。）であります。（株主総会決議の日 平成24年6月27日）また、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に支給する業績連動賞与の報酬限度額は年額100百万円（使用人兼務取締役に対する使用人賞与を除く。）、取締役（社外取締役を除く。）に付与・交付をおこなう業績連動型株式報酬の報酬限度額は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度および以降の連続する3事業年度ごとに300百万円であります。（株主総会決議の日 平成28年6月29日）
2. 株主総会の決議による監査役報酬限度額は、月額6百万円であります。（株主総会決議の日 昭和62年4月28日）
3. 上記の取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く。）5名への業績連動賞与の支給額15百万円、および業績連動型株式報酬のうち当期費用計上額16百万円を含めております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

- ・取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会が決定します。
- ・指名・報酬委員会は、委員3名以上で組織し、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として設置します。
- ・取締役の報酬は、経営の意思決定および監督機能を十分に発揮するための対価としてふさわしい水準を設定します。
- ・取締役の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成します。報酬の一定割合を業績と連動させることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させます。ただし、社外取締役については、その役割と独立性の観点から定額報酬のみとします。
- ・監査役の報酬は、定額報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	社外役員の主な活動状況
取締役	堀 内 光一郎	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から質問・助言するとともに、必要に応じて適宜、適切な意見を述べております。
	岡 島 悦 子	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から質問・助言するとともに、必要に応じて適宜、適切な意見を述べております。
監査役	大 江 忠	当期開催の取締役会10回および監査役会16回全てに出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、適宜、適切な意見を述べております。さらに、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社を取巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見を交換し、相互認識と信頼を深めております。
	高 木 武 彦	当期開催の取締役会10回および監査役会16回全てに出席し、主に税理士としての専門知識を活かし、適宜、適切な意見を述べております。さらに、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社を取巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見を交換し、相互認識と信頼を深めております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等

97百万円

②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額

146百万円

(注) 当社は、会計監査人との契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①および②の金額には、これらの合計額を記載しております。

③会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査の遂行状況を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の監査時間や報酬単価等の算出根拠を確認した結果、監査品質の維持向上のために当該報酬は相当であると判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社および当社子会社は会計監査人に、社債発行に係るコンフォートレター作成業務などを委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

○体制

当社グループは、グループ経営という視点で内部統制システムの整備をすすめ、健全で透明性が高い、効率的な経営を推進する。

①取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は役員規程およびグループ行動規範に従い、適法かつ適正に職務を遂行する。
- ・取締役会は原則として年10回開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
- ・監査役は監査役会規則にもとづき、独立した立場から取締役および執行役員の職務執行を監査する。
- ・独立性の高い複数の社外取締役および社外監査役を選任し、経営の客観性・透明性の一層の向上をはかる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理

- ・文書管理規程を整備し、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要な文書の管理をおこなう。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・経営上の高リスク分野を管理するため設置した6委員会（広報IR委員会、内部統制委員会、環境・社会貢献推進委員会、個人情報保護推進委員会、安全管理委員会およびインサイダー取引防止委員会）により、スピーディな業務の改善と事故の未然防止をはかるとともに、各委員会の統括機能として代表取締役を議長とするコンプライアンス推進会議を設置し、当社グループのリスク管理をおこなう。
- ・内部統制の推進を総務部と監査部が連携しておこない、グループ各社の業務内容、想定されるリスクとその対応策の文書化・モニタリングなどを通じて、経営上のリスクの最小化を推進する。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ・当社グループ決裁規程により、当社グループの取締役および執行役員としての職務権限を明確にするとともに、効率的かつ迅速な職務執行をおこなう。

⑤財務報告の適正性を確保するための体制

- ・適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切な整備と運用をおこなう。
- ・財務報告の重要な事項に不適正な記載が発生するリスクへの評価およびリスク低減に向けた体制づくりをすすめる。
- ・財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用状況の確認をおこなう。

⑥子会社の取締役および当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ行動規範の周知徹底をはかり、当社グループとして高い倫理観にもとづく健全な企業活動を推進する。
- ・当社グループ全体で法令およびグループ内規程の順守を徹底するため、各種マニュアルの整備をおこない、教育を推進する。
- ・社外の弁護士にも直接通報できるマルイグループホットライン（内部通報制度）を設け、問題発生 of 未然防止と早期発見をはかる。
- ・内部監査をおこない職務執行の内部統制状況を把握することにより、法令・社内規程の順守をはかる。

⑦その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・内部統制システムとしてグループ各社で文書化した内容の継続的な見直しをおこなう。
- ・コンプライアンス推進会議および6委員会を通して、グループ各社の最新の統制状況を確認し適切な体制確保につとめる。
- ・当社グループ決裁規程により、子会社における重要な決議事項の当社への報告体制を定める。
- ・グループ各社の監査役と内部監査部門の連携を深め、適正な取引、会計処理をおこなうための監査体制づくりをすすめる。
- ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じることなく、関係遮断をおこなうとともに、警察・弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための体制整備をすすめる。

⑧監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役の要請にもとづき、その職務を執行するために必要な知識・能力を有した監査役スタッフを配置する。
- ・ 監査役は、監査役スタッフに監査業務の補助をおこなうよう指示ができるものとし、その指示については取締役からの指揮を受けない。

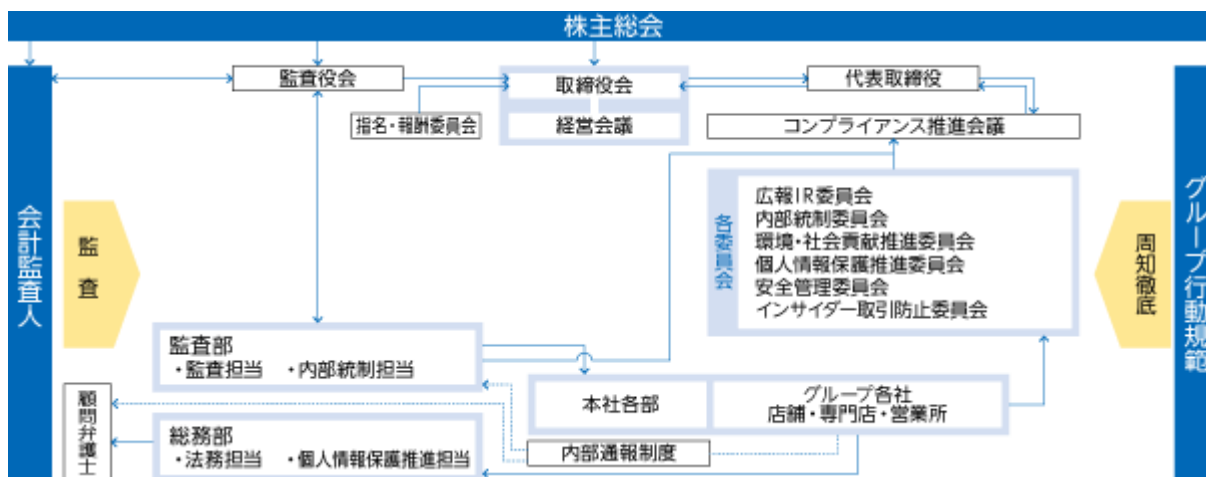
⑨当社グループの取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 内部監査体制の充実をはかり、監査役へのサポート機能を強化する。
- ・ グループ各社の取締役および従業員等は、不正行為、当社グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事実、法令・定款に反する行為などを知ったときは、直ちに監査役に報告する。
- ・ 監査役への報告を理由とした不利益な取扱いが生じていないことの確認をおこなう。

⑩監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役がその職務の執行について費用等の請求をしたときは、当該費用が必要でないと認められる場合を除きその費用を負担する。

●ガバナンスの体制図



⑪その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ・取締役会は監査役の職務がスムーズに遂行できるよう、その要請に対して真摯に協力する。
- ・代表取締役と監査役との定例会議を開催し、職務執行状況の相互確認をおこなう。
- ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会の他に必要に応じて経営上の重要会議に出席できる。
- ・監査役は、必要に応じて取締役および従業員から報告・情報の提供を受け、資料や記録の閲覧をおこなうことができる。
- ・主要な子会社の監査役を当社監査役が兼務することにより、情報共有と職務執行状況の確認を的確におこなう。

○運用状況

①内部統制システム全般

- ・当社グループの内部統制システム全般の運用状況を、グループ各社の監査役と内部監査部門が連携した内部監査により把握し、改善を進めております。
- ・グループ各社の業務内容、想定されるリスクと対応策を文書化し、その実施状況を自己評価と内部監査によりモニタリングすることで、実効性の高い内部統制を推進しております。
- ・金融商品取引法にもとづく財務報告に係る内部統制については、取締役会より委嘱を受けた内部統制委員会が整備・運用・評価をおこなっております。

②コンプライアンス体制

- ・グループ行動規範の周知徹底をはかり、高い倫理観にもとづく健全な企業活動を推進しております。

- ・法令およびグループ内規程の順守を徹底するため、各種マニュアル・運用の整備および教育をおこなっております。なお、当事業年度においては、「個人情報」「ハラスメント」を重点テーマとして研修を実施いたしました。
- ・法令違反、不正行為の抑制と是正をはかることを目的に、社外の弁護士にも直接通報できる内部通報制度マルイグループホットラインを設置し、適切な運用がなされていることを確認しております。

③リスク管理体制

- ・経営上の高リスク分野を管理するために設置した、広報IR委員会、内部統制委員会、環境・社会貢献推進委員会、個人情報保護推進委員会、安全管理委員会、インサイダー取引防止委員会の6委員会を通して、効率的な統制を推進しております。
- ・委員会の活動を統括するコンプライアンス推進会議を開催し、グループ各社におけるリスク統制状況を把握しております。なお、当事業年度において、コンプライアンス推進会議は2回開催されております。

④取締役の職務執行

- ・グループ行動規範や役員規程等の社内規程に則り適法かつ適正に職務を執行することを徹底しております。
- ・社外役員独立性基準を充足し社外での豊富な経験や専門性を有する2名の社外取締役を選任し、取締役会の監督機能強化と経営の透明性向上をはかっております。
- ・取締役会は、グループ決裁規程にもとづき適切な審議をおこなうとともに、グループ戦略等個別テーマを設定し充実した議論をおこなってお

ります。なお、当事業年度において、取締役会
は10回開催されております。

- ・取締役会が選任した執行役員で構成する経営会議を設置し、当社グループ決裁規程に定められた範囲内で業務執行に関する重要な意思決定をおこなうことで、経営判断の迅速化をはかっております。なお、当事業年度において経営会議は21回開催されております。

⑤監査役の職務執行

- ・代表取締役との定例会議を開催するなど随時情報交換をおこない、職務執行状況を確認しております。なお、当事業年度において定例会議は4回開催されております。
- ・取締役会、経営会議等へ出席し、意思決定のプロセスや業務執行状況を把握しております。
- ・社外取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報・意見交換を実施しております。
- ・子会社9社の監査役を兼務し取締役会に出席するとともに、グループ監査役連絡会を毎月開催することなどにより、子会社の職務執行状況を確認しております。
- ・2名の監査役スタッフを監査役会事務局として配置するなど、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

- ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる者が望ましいと考えております。

また、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させていくためには、当社の企業理念や経営資源に関する十分な理解、中長期的な視点に立った安定的な経営が不可欠であると考えております。

現在、当社は、小売業界における厳しい競争の中、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるため、全力で取り組んでおりますが、わが国の資本市場においては、ある程度の法的な整備がおこなわれたとはいえ、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式を取得する行為がおこなわれることも十分あり得ると判断しております。

もとより、当社は、上場会社である以上、当社株式の売買は、株主や投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従いまして、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的からみて、真摯に合理的な経営をめざすものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会がその条件などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報

を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さない取得行為がおこなわれる可能性も否定できません。

当社は、このような買収者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと判断いたします。

② 基本方針の実現に資する取組みの内容

(a) 当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるための取組み

当社グループは、「お客様のお役に立つために進化し続ける 人の成長＝企業の成長」という企業理念にもとづき、小売・店舗、カード、小売関連サービスの3事業を通して「若々しいマインドを持つすべての人のライフスタイルを応援する」企業グループです。また、事業を通じて、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様の「お役に立てる」ことに最大の価値を置き、より一層信頼される企業グループをめざしてまいります。

具体的な取組みにつきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(1) 事業の経過およびその成果」(13頁から16頁)、および「(4) 対処すべき課題」(17頁から19頁)に記載のとおりでございます。

(b) 社会的責任への取組み

当社は、株主の皆様、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様、そして従業員からも信頼される企業グループであり続けることをめざしております。そのため、常にお客様の視点に立った商品・サービスを提供することはもとより、安全で安心な営業体制の確立や個人情報保護など法令・ルールの遵守、環境保全をはじめとしたさまざまな社会貢献活動の実施など、積極的に社会的責任を果たすべく取組みを推進してまいりました。今後も、ますます高度化される社会的責任への要求にお応えすることを通じ

て、さらに企業価値の向上をはかってまいります。

(c) コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社では、健全で公正な経営を第一に、長期的に企業価値および株主共同の利益を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、監査機能の強化と透明度の高い経営を推進するとともに、経営の透明性・公正性をより一層高めるため、取締役の任期短縮、社外取締役の複数選任などをおこなってまいりましたが、今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの充実につとめてまいります。

③ 不適切な者によって支配されることを防止する取組み

当社は、前記②に記載した取組みを基本として、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を追求してまいる所存でございますが、企業価値および株主共同の利益に資さない株式の大量取得行為がおこなわれる可能性を否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、そのような行為を抑止するため、平成26年5月13日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を従前のものから実質的な変更をおこなうことなく、更新すること（更新後のプランを、以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成26年6月26日開催の第78回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

これは、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、あるいは当社経営陣や独立委員会等が買収者と交渉・協議するために、必要・十分な情報と時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または、(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を当社取締役会に対して事前に提出していただきます。その後、買付者等から提供された情報や当社取締役会からの意見およびその根拠資料や代替案が、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、直接または間接に買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等をおこないます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当すると認めた場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとします。また、当社取締役会は、独立

委員会の新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を尊重し、新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認します（ただし、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しない場合を除きます。）。

本プランの有効期間は、平成26年6月26日開催の第78回定時株主総会終結の時から平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもって本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランは、上記更新時において新株予約権の無償割当てをおこなうものではありませんので、更新自体によって株主の皆様の権利・利益に直接的な影響は生じておりません。他方、新株予約権の無償割当てがおこなわれた場合、株主の皆様が新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をおこなわなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることとなります（本プランに定められたところに従い、当社が非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することとした場合を除きます。）。また、一旦新株予約権の無償割当ての実施が承認された場合であっても、本プランに定められたところに従い、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権を無償にて取得することとした場合には、当社株式の1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、かかる希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった

株主の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

その他、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成26年5月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/14_0513/14_0513_2.pdf)

④ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記②および③に記載した取組みは、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、合理的かつ客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会の判断を重視すること、独立委員会は第三者専門家の助言を得ることができること、当社取締役の任期は1年であり、毎年を取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能なこと、当社株主総会または取締役会により、いつでも廃止することができることなどにより、公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

<ご参考>

本プランの有効期間は、平成29年6月26日開催予定の第81回定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、有効期間満了をもって本プランを更新しないことを決議いたしました。

本事業報告中の数値の表示桁未満の処理について

- ・記載金額…億円単位は四捨五入、それ以外は切捨て
- ・株式数…切捨て
- ・比率等…四捨五入

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	558,799	流 動 負 債	145,051
現 金 及 び 預 金	36,257	買 掛 金	15,850
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,840	短 期 借 入 金	50,827
割 賦 売 掛 金	348,191	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	20,000
営 業 貸 付 金	140,569	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	5,000
商 品	10,437	未 払 法 人 税 等	7,214
繰 延 税 金 資 産	6,934	賞 与 引 当 金	3,671
そ の 他	20,920	ポ イ ン ト 引 当 金	9,181
貸 倒 引 当 金	△9,352	商 品 券 等 引 換 損 失 引 当 金	158
		そ の 他	33,150
固 定 資 産	247,776	固 定 負 債	387,184
有 形 固 定 資 産	178,654	社 債	85,000
建 物 及 び 構 築 物	67,242	長 期 借 入 金	273,500
土 地	103,540	繰 延 税 金 負 債	4,003
建 設 仮 勘 定	195	利 息 返 還 損 失 引 当 金	11,487
そ の 他	7,675	債 務 保 証 損 失 引 当 金	197
		株 式 給 付 引 当 金	179
無 形 固 定 資 産	6,295	資 産 除 去 債 務	887
ソ フ ト ウ ェ ア	4,925	そ の 他	11,928
そ の 他	1,369	負 債 合 計	532,236
投 資 そ の 他 の 資 産	62,826	純資産の部	
投 資 有 価 証 券	18,850	株 主 資 本	274,918
差 入 保 証 金	34,031	資 本 金	35,920
繰 延 税 金 資 産	6,870	資 本 剰 余 金	91,307
そ の 他	3,073	利 益 剰 余 金	155,079
資 産 合 計	806,575	自 己 株 式	△7,389
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,034
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,034
		新 株 予 約 権	2
		非 支 配 株 主 持 分	453
		純 資 産 合 計	274,339
		負 債 純 資 産 合 計	806,575

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(百万円)

科 目	金 額	
売上		237,022
売上原価		71,057
売上総利益		165,964
販売費及び一般管理費		134,711
営業利益		31,253
営業外収益		
受取利息	103	
受取配当金	338	
償却債権回収益	1,231	
その他	369	2,042
営業外費用		
支払利息	1,682	
資金調達費用	187	
その他	285	2,156
経常利益		31,139
特別利益		
固定資産売却益	13,659	
投資有価証券売却益	208	13,867
特別損失		
固定資産除却損	2,918	
店舗閉鎖損失	1,310	
減損損失	291	
投資有価証券売却損	330	
利息返還損失	377	
利息返還損失引当金繰入額	11,487	
その他	248	16,963
税金等調整前当期純利益		28,043
法人税、住民税及び事業税	10,420	
法人税等調整額	△1,126	9,293
当期純利益		18,749
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純利益		18,724

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,920	91,307	210,237	△54,238	283,226
当期変動額					
剰余金の配当			△6,386		△6,386
親会社株主に帰属する当期純利益			18,724		18,724
自己株式の取得				△20,698	△20,698
自己株式の処分		△1		53	51
自己株式の消却		△67,494		67,494	—
利益剰余金から資本剰余金振替		67,495	△67,495		—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△55,157	46,849	△8,308
当期末残高	35,920	91,307	155,079	△7,389	274,918

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△1,616	△1,616	53	437	282,101
当期変動額					
剰余金の配当					△6,386
親会社株主に帰属する当期純利益					18,724
自己株式の取得					△20,698
自己株式の処分					51
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	581	581	△51	16	546
当期変動額合計	581	581	△51	16	△7,761
当期末残高	△1,034	△1,034	2	453	274,339

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流 動 資 産	307,562
現金 及 び 預 金	25,129
繰 延 税 金 資 産	92
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	280,193
そ の 他	2,171
貸 倒 引 当 金	△24
固 定 資 産	405,087
有 形 固 定 資 産	1,378
建 物	14
構 築 物	1
車 両 運 搬 具	0
器 具 備 品	1,361
無 形 固 定 資 産	33
投 資 そ の 他 の 資 産	403,675
投 資 有 価 証 券	17,710
関 係 会 社 株 式	377,746
関 係 会 社 出 資 金	132
繰 延 税 金 資 産	7,748
そ の 他	337
資 産 合 計	712,649

科 目	金 額
負債の部	
流 動 負 債	139,599
短 期 借 入 金	50,700
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	20,000
関 係 会 社 短 期 借 入 金	62,217
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	5,000
未 払 金	379
未 払 費 用	369
未 払 法 人 税 等	83
預 り 金	208
賞 与 引 当 金	228
そ の 他	413
固 定 負 債	358,633
社 長 期 借 入 金	85,000
株 式 給 付 引 当 金	273,500
そ の 他	66
負 債 合 計	67
負 債 合 計	498,232
純資産の部	
株 主 資 本	215,492
資 本 本 金	35,920
資 本 剰 余 金	91,307
資 本 準 備 金	91,307
利 益 剰 余 金	95,653
利 益 準 備 金	8,980
そ の 他 利 益 剰 余 金	86,673
繰 越 利 益 剰 余 金	86,673
自 己 株 式	△7,389
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,077
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,077
新 株 予 約 権	2
純 資 産 合 計	214,417
負 債 純 資 産 合 計	712,649

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			13,684
営 業 費 用			5,077
営 業 利 益			8,607
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	2,056		
受 取 配 当 金	336		
そ の 他	19		2,412
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1,612		
資 金 調 達 費 用	187		
そ の 他	132		1,932
経 常 利 益			9,087
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	208		208
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 売 却 損	330		
そ の 他	23		354
税 引 前 当 期 純 利 益			8,941
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	154		
法 人 税 等 調 整 額	△71		83
当 期 純 利 益			8,858

株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（百万円）

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	35,920	91,307	—	91,307	8,980	151,696	160,676
当期変動額							
剰余金の配当						△2,666	△2,666
剰余金の配当（中間配当）						△3,719	△3,719
当期純利益						8,858	8,858
自己株式の取得							
自己株式の処分			△1	△1			
自己株式の消却			△67,494	△67,494			
利益剰余金から資本剰余金への振替			67,495	67,495		△67,495	△67,495
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△65,022	△65,022
当期末残高	35,920	91,307	—	91,307	8,980	86,673	95,653

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△54,238	233,666	△1,623	△1,623	53	232,096
当期変動額						
剰余金の配当		△2,666				△2,666
剰余金の配当（中間配当）		△3,719				△3,719
当期純利益		8,858				8,858
自己株式の取得	△20,698	△20,698				△20,698
自己株式の処分	53	51				51
自己株式の消却	67,494	—				—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			546	546	△51	494
当期変動額合計	46,849	△18,173	546	546	△51	△17,679
当期末残高	△7,389	215,492	△1,077	△1,077	2	214,417

本連結計算書類および計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 丸井グループ
取締役会 御中

平成29年5月5日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富 永 淳 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丸井グループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸井グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 丸井グループ
取締役会 御中

平成29年5月5日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富 永 淳 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸井グループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 丸井グループ 監査役会
 常勤監査役 藤 塚 英 明 ㊞
 常勤監査役 角 南 哲 二 ㊞
 社外監査役 大 江 忠 ㊞
 社外監査役 高 木 武 彦 ㊞

以上

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めにもとづく自己株式の取得)

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得をおこなう理由

当社グループでは、平成33年3月期を最終年度とする5ヵ年の中期経営計画において、グループの事業の革新と統合的な運営に取組み、利益成長をめざしております。財務戦略においては、グループの事業構造に見合った最適資本構成に向けて、5年間で創出される基礎営業キャッシュ・フローを有効活用し、成長投資と株主還元を強化いたします。以上の取組みにより、目標とするROE10%以上、ROIC4%以上、EPS130円以上を早期に達成し、企業価値の向上をめざしてまいります。下記内容は、以上の考え方のもと決議したものです。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類
 - ・ 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数
 - ・ 1,200万株を上限とする
 - (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合5.2%)
- (3) 株式の取得価額の総額
 - ・ 150億円を上限とする
- (4) 株式の取得期間
 - ・ 平成29年5月12日より平成30年3月31日まで

以 上

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。前記の株主総会参考書類（3ページ～10ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時：平成29年6月26日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場 所：株式会社丸井グループ本社3階

※昨年度と会場を変更しておりますので、末尾のご案内図をご参照ください。

郵送による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限：平成29年6月23日（金曜日）午後7時到着分まで

こちらを切り取って
ご返送ください



インターネットによる議決権の行使に必要なログインIDとパスワードが記載されています

インターネットによる議決権の行使の場合



次ページの画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：平成29年6月23日（金曜日）午後7時まで

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使について

行使期限：平成29年6月23日（金曜日）午後7時まで

1 議決権行使サイトにアクセスします

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

▶ 議決権行使サイト

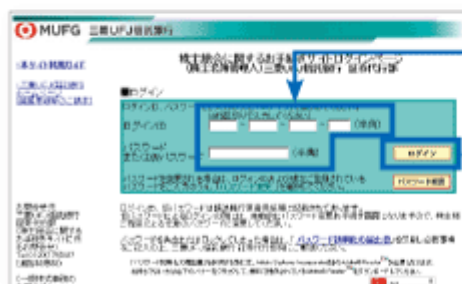
<http://www.evote.jp/>



クリック

2 ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



①

入力

②

クリック

● これでログインが完了です。以降、画面のガイダンスに沿っておすすみください。

- ※ 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
- ※ 次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話のメールアドレスを指定することはできません。）

システム等に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）



0120-173-027

（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

MEMO

[illegible]

This image shows a single page of white paper with horizontal grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, leaving small margins at the top and bottom. There are no vertical margin lines or other markings on the page.

第81回定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中野区中野4丁目3番2号
株式会社丸井グループ本社3階

※昨年度と会場を変更しておりますので、ご注意ください。

※受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



最寄駅：中野駅（JR中央線・総武線、東京メトロ東西線）
北口より徒歩約7分